
プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	日本基準及び国際的な会計基準における金融資産の分類及び測定に関する定めの確認

I. 本資料の目的

1. 本資料では、金融商品の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性についての議論を行うための前段階として、我が国における金融資産の分類及び測定に関する定めを確認した上で、国際的な会計基準における取扱いについて説明し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 当委員会は、我が国の金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表し、2018 年 11 月 30 日まで広く一般から意見を募集した。
3. 意見募集文書に寄せられたコメントを踏まえた審議の結果、第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融資産の減損の基準開発に着手することが了承され、2025 年 10 月 29 日に企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「公開草案」という。）¹を公表した。
4. 金融商品の分類及び測定に関して、公開草案では予想信用損失モデルの適用範囲に合わせて限定的な範囲での改正を提案し、公開草案の範囲に含めていない領域については公開草案の公表後に見直しの着手に関する方向性について議論を行う予定であるとしていた。

¹ 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」（以下「金融商品会計基準案」という。）及び移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針案」（以下「金融商品実務指針案」という。）を含む。

5. 以降では、金融商品の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性についての議論を行うための前段階として、金融資産に焦点を当てて、金融商品会計基準等²（公開草案の提案を含む。以下同じ。）における定めを確認した上で、国際的な会計基準（IFRS 会計基準及び米国会計基準）における取扱いについて説明する。

III. 会計基準の定めの確認

金融商品会計基準等における金融資産の分類及び測定に関する定め

6. 金融商品会計基準等では、金融資産の法的形態に基づいて分類し、金融商品の種類や保有目的等に応じて会計処理を定めている（金融商品会計基準第 14 項から第 25 項）。以降では、金融商品会計基準に定めのある金融商品のうち、次の種類の金融資産に関する定めをお示しする。

- (1) 債権
- (2) 有価証券

（債権）

7. 債権の貸借対照表価額については、原則として取得原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とし、貸付金（貸付金代替性私募債³を含む。）及び重要な金融要素を含む債権については償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額とする。（金融商品会計基準案第 14 項）
8. トレーディング目的で保有する金銭債権等の金融資産のうち、流動性が高く、かつ、時価の算定が容易なものについては、売買目的有価証券に準じて、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。（金融商品実務指針第 269 項及び金融商品会計基準第 15 項）

（有価証券）

² 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）及び移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」（以下「金融商品 Q&A」という。）を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

³ 貸付金の代替として銀行が引き受けて保有する私募債をいう（金融商品会計基準案注 5-3）。

9. 有価証券について、金融商品会計基準等では、保有目的等の観点から次のとおり区分し、それぞれの区分に応じた会計処理を定めている。また、有価証券の各保有目的区分を構成する銘柄が当該保有目的区分の定義及び要件を満たしているかどうかについては、取得時に判断するだけでなく、取得後も継続してその要件を満たしていることを検討することが必要である。(金融商品実務指針第 59 項)

- (1) 売買目的有価証券⁴
- (2) 満期保有目的の債券
- (3) 子会社株式及び関連会社株式
- (4) その他有価証券

売買目的有価証券

10. 売買目的有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理する。(金融商品会計基準第 15 項)
11. 売買目的有価証券への分類に関して、金融商品実務指針では、「有価証券の売買を業としていることが定款の上から明らかであり、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署（関係会社や信託を含む。）によって売買目的有価証券が保管・運用されていることが望ましい」としている。(金融商品実務指針第 65 項)

満期保有目的の債券

12. 満期保有目的の債券は、償却原価から予想信用損失に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額をもって貸借対照表価額とする。(金融商品会計基準案第 16 項)
13. 満期保有目的の債券に区分される債券の範囲に関して、あらかじめ償還日が定められており、かつ、額面金額による償還が予定されている信用リスクの低い債券が対象であるとしている。また、満期保有目的の債券に区分するためには、対象となる債券の取得時点で「満期まで保有する積極的な意思」という主観的な要件と「満期まで所有する能力」という外観的な要件を満たすことを要求している。(金融商

⁴ 売買目的有価証券とは、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券と定められており、いわゆるトレーディング目的で保有する有価証券を指すとされている。また、「時価の変動により利益を得ることを目的として保有する」とは、短期間の価格変動により利益を得ることを目的として保有することをいい、通常は同一銘柄に対して相当程度の反復的な購入と売却が行われるものをいうとされている。(金融商品会計基準第 15 項及び金融商品実務指針第 65 項)

品実務指針第 69 項、第 273 項及び第 274 項)

14. 有価証券の保有目的の変更に関して、満期保有目的以外の保有目的で取得した債券を事後的に満期保有目的の債券に振り替えることは認められない。また、満期保有目的の債券に分類された債券の一部を売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えたり、償還期限前に売却を行った場合は、原則として満期保有目的の債券に分類された残りのすべての債券について、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替えなければならない⁵。この場合、保有目的の変更を行った事業年度を含む 2 事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。(金融商品実務指針第 82 項及び第 83 項)

子会社株式及び関連会社株式

15. 子会社株式及び関連会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額とする。(金融商品会計基準第 17 項)

その他有価証券

16. その他有価証券は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、次のいずれかの方法により処理する。(金融商品会計基準第 18 項)
- (1) 評価差額の合計額を純資産の部に計上する。
 - (2) 時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する。

市場価額のない株式等

17. 市場価額のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額とする。(金融商品会計基準第 19 項)

⁵ 次のような状況が生じた場合又は生じると合理的に見込まれる場合には、当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益を回避するため、一部の満期保有目的の債券を他の保有目的の区分に振り替えたり、償還期限前に売却しても、残りの満期保有目的の債券について売買目的有価証券又はその他有価証券に振り替える必要はないとされている。

- (1) 債券の発行者の信用状況の著しい悪化
- (2) 税法上の優遇措置の廃止
- (3) 法令の改正又は規制の廃止
- (4) 監督官庁の規制・指導
- (5) 自己資本比率等を算定する上で使用するリスクウェイトの変更
- (6) その他、予期できなかった売却又は保有目的の変更をせざるを得ない、保有者に起因しない事象の発生

減損に関する定め

18. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、市場価格のない株式等以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。

また、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。(金融商品会計基準案第 20 項及び金融商品会計基準第 21 項)

(組込デリバティブ)

19. 企業会計基準適用指針第 12 号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（以下「その他の複合金融商品適用指針」という。）では、一定の要件⁶を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債と区分した上でデリバティブの一般的な評価方法である時価評価が求められ、評価差額は当期の損益として処理するとしている。また、要件を一部満たしていない場合でも、管理上、組込デリバティブを区分して管理している場合には、区分処理することができるとしている。(その他の複合金融商品適用指針第 3 項及び第 4 項)

IFRS 会計基準における金融資産の分類及び測定に関する定め**(SPPI 要件及び事業モデルに基づく分類)**

20. IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）では、すべての金融資産について SPPI 要件及び事業モデルに基づく単一の分類アプローチを適用し、次のいずれかに分類することを要求している。(IFRS 第 9 号 4.1.1 項から 4.1.3 項)

- (1) 償却原価で測定するもの

⁶ その他の複合金融商品適用指針第 3 項(1)から(3)において次のとおり定めている。複合金融商品に組み込まれたデリバティブは、次のすべての要件を満たした場合、組込対象である金融資産又は金融負債とは区分して時価評価し、評価差額を当期の損益として処理する。なお、組込デリバティブの対象である現物の金融資産又は金融負債は、金融商品会計基準に従って処理する。

- (1) 組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があること
(2) 組込デリバティブと同一条件の独立したデリバティブが、デリバティブの特徴を満たすこと
(3) 当該複合金融商品について、時価の変動による評価差額が当期の損益に反映されないこと

(2) その他の包括利益を通じて公正価値（以下「FVOCI」という。）で測定するもの

(3) 純損益を通じて公正価値（以下「FVPL」という。）で測定するもの

SPPI 要件

21. SPPI 要件は、「当該金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる」かどうかで金融資産を分類するものである。(IFRS 第 9 号 4.1.2 項(b)及び 4.1.2A(b)項)。
22. 元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資の取決めと整合的であり、貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価は、通常は利息の最も重大な要素であるとされている。また、契約上のキャッシュ・フローにおけるリスク又はボラティリティのうち基本的な融資の取決めに関連がないもの(株価や商品価格の変動に対するエクスポージャーなど)を持ち込む契約条件は、元本及び元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを生じさせないとされている。(IFRS 第 9 号 B4.1.7A 項)
23. SPPI 要件は、金融資産に係るキャッシュ・フローが IFRS 第 9 号の実効金利による償却原価測定(金融商品の存続期間にわたり利息を配分するための単純な技法である。)によって適切に反映されることを確保するためのものであり金融資産の分類に関連性があることから、IFRS 第 9 号における単一の分類アプローチに用いられている。

一方、金融資産が元本でも元本残高に対する利息でもない契約上のキャッシュ・フローを含んでいる場合には、有用な財務情報を提供する観点から契約上のキャッシュ・フローに対する評価の補正(すなわち、公正価値測定)が必要になるとされている。(IFRS 第 9 号 BC4.22 項、BC4.23 項及び BCE.21 項)

事業モデル

24. 事業モデルは、金融資産が「契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている」(以下「回収事業モデル」という。)か、「契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている」(以下「回収及び売却事業モデル」という。)か、又は「その他の事業モデルの中で保有されている」(以下「その他の事業モデル」という。)かにより、金融資産を分類するものである。(IFRS 第 9 号 4.1.2 項(a)、4.1.2A(a)項、4.1.4 項及び B4.1.5 項)
25. 事業モデルは、金融資産のグループが特定の事業目的を達成するためにどのように

一括して管理されているのかを反映するレベルで決定され、個々の金融商品に関する経営者の意図には左右されないとされている。金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、事実の問題であり単なる主張ではないとされ、通常は企業が事業モデルの目的を達成するために行う活動を通じて観察可能であり、企業は評価日において利用可能なすべての関連性のある証拠⁷を考慮しなければならないとされている。(IFRS 第9号 B4.1.2 項及び B4.1.2B 項)

26. また、事業モデルについて、IFRS 第9号では次のことが示されている。

(1) 回収事業モデル

- ① 企業の事業モデルの目的が、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することであるとしても、企業はそれらの金融資産のすべてを満期まで保有する必要はない。金融資産の売却が生じる場合又は将来において生じると見込まれる場合であっても、企業の事業モデルが契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある。(IFRS 第9号 B4.1.3 項)
- ② 企業が資産の信用リスクの増大があった時に金融資産を売却する場合であっても、事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することである可能性がある。信用悪化による信用損失の可能性を最小限にすることを目的とした信用リスク管理活動は、そうした事業モデルに不可欠である。(IFRS 第9号 B4.1.3A 項)
- ③ 他の理由で生じる売却、例えば、信用集中リスクを管理するために（当該資産の信用リスクの増大がない場合に）行われる売却も、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有する事業モデルと整合的である可能性がある⁸。(IFRS 第9号 B4.1.3B 項)

⁷ 評価日において利用可能なすべての関連性のある証拠について、IFRS 第9号では次のものが例示されている。(IFRS 第9号 B4.1.2B 項)

- (1) 事業モデル及び当該事業モデルの中で保有されている金融資産の業績が、どのように評価され企業の経営幹部に報告されているか
- (2) 事業モデル（及び当該事業モデルの中で保有されている金融資産）の業績に影響を与えるリスクと、特に、当該リスクが管理されている方法
- (3) 当該事業の管理者にどのように報酬が与えられるのか（例えば、報酬の基礎となるのは管理している資産の公正価値なのか、回収した契約上のキャッシュ・フローなのか）

⁸ 当該売却が稀である場合（たとえ金額が多額であっても）又は価額が個々にも合計でも多額ではない場合（たとえ頻繁であっても）には、契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルと整合的である可能性があるとして示されている。

(2) 回収及び売却事業モデル

- ① 回収事業モデルと比較して、この事業モデルは、通常、売却の頻度と金額が大きくなる。これは、金融資産の売却が事業モデルの目的の達成に不可欠のものであり、単なる付随的なものではないからである。しかし、この事業モデルにおいて生じなければならない売却の頻度又は金額の閾値はない。(IFRS 第9号 B4.1.4B 項)

(3) その他の事業モデル

- ① FVPL で測定する結果となる事業モデルの一例は、企業が金融資産を当該資産の売却を通じてキャッシュ・フローを実現する目的で管理している事業モデルである。企業は、当該資産の公正価値に基づいて意思決定を行い、当該公正価値を実現するために当該資産を管理する。この場合、企業の目的は、通常は活発な売買を生じることになる。(IFRS 第9号 B4.1.5 項)
- ② 管理と業績評価が公正価値ベースで行われている金融資産のポートフォリオは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されているのではなく、契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方のために保有されているのでもない。企業は主として公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産の業績評価と意思決定のために使用する。こうしたポートフォリオについては、契約上のキャッシュ・フローの回収は、事業モデルの目的の達成にとって付随的なものに過ぎない。したがって、こうした金融資産のポートフォリオは、FVPL で測定しなければならない。(IFRS 第9号 B4.1.6 項)

27. 事業モデルについては、企業の将来キャッシュ・フローが契約上の金額から生じるのか、それとも公正価値の実現によって生じるのかを決定するものであり金融資産の分類に関連性があることから、IFRS 第9号における単一の分類アプローチの判定に用いるとされている。(IFRS 第9号 BCE.21 項)

(組込デリバティブ)

28. 金融資産が主契約である混合契約については、主契約とデリバティブを分離せず、

ただし、そうした売却が、あるポートフォリオから稀とはいえない回数で行われ、当該売却の価額が（個々に又は合計のいずれかで）僅少とはいえない場合には、企業は、そうした売却が契約上のキャッシュ・フローを回収するという目的と整合するかどうか、また、どのように整合するのかを評価する必要があるとされている。(IFRS 第9号 B4.1.3B 項)

当該金融資産全体で分類を行うことが要求されている。この取扱いについて、IASB は、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の混合契約の分離に関する要求事項は複雑であり、金融資産を主契約とする混合契約についての組込デリバティブの分離に関する要求事項を削除することで金融資産の財務報告の複雑性が低下すると共に、混合契約全体に IFRS 第 9 号の分類アプローチを適用することで将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性をより忠実に描写することになっている（IFRS 第 9 号 4.3.2 項及び BC4.89 項）。

(金融資産の測定)**償却原価で測定するもの**

29. 回収事業モデルの中で保有され、SPPI 要件を満たす金融資産については、当初認識後に償却原価で測定することとされている。また、予想信用損失モデル（以下「ECL モデル」という。）により信用損失引当金を認識することが要求されている。（IFRS 第 9 号 4.1.2 項及び 5.5.1 項）

FVOCI で測定するもの

30. 回収及び売却事業モデルの中で保有され、SPPI 要件を満たす金融資産については、当初認識後に公正価値で測定し、評価差額は原則としてその他の包括利益で認識することとされている⁹。また、ECL モデルにより信用損失引当金を認識することが要求されている。（IFRS 第 9 号 4.1.2A 項、5.7.10 項及び 5.5.1 項）

FVPL で測定するもの

31. 償却原価で測定するもの及び FVOCI で測定するものに分類されない金融資産については、当初認識後に公正価値で測定し、評価差額は純損益で認識することとされている。（IFRS 第 9 号 4.1.4 項及び 5.7.1 項）

(公正価値の変動をその他の包括利益に表示する取消不能の選択（以下「FVOCI オプション」という。))

32. 当該指定をしなければ FVPL で測定することとなる資本性金融商品に対する特定の投資（売買目的保有及びプッタブル金融商品等を除く。）については、当初認識時に、事後の公正価値の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の指定を

⁹ FVOCI で測定するものに分類された金融資産については、当該金融資産の認識の中止を行う際（売却又は譲渡時）に、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を純損益に振り替える（リサイクリングを行う）こととされている。（IFRS 第 9 号 5.7.10 項）

することができる。当該オプションを適用した金融資産の測定に関して、減損に関する定めは設けられておらず、また当該金融資産の売却時（認識の中止を行ったとき）にその他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えること（以下「リサイクリング」という。）は認められない¹⁰。（IFRS 第9号 5.7.5項、B5.7.3項、B5.7.1項及びBC5.21項、並びに2017年9月 IFRIC Update）¹¹

（FVPL で測定するものとして取り扱う取消不能の指定（以下「公正価値オプション」という。））

33. 金融資産については、公正価値オプションを適用しない場合に資産又は負債の測定又はそれらに係る利得及び損失の認識を異なる基礎で行うことから生じるであろう測定又は認識の不整合（「会計上のミスマッチ」と呼ばれることがある。）を、その指定が除去又は大幅に低減する場合、当初認識時に、FVPL で測定するものとして取消不能の指定をすることができる。（IFRS 第9号 4.1.5項）

米国会計基準における金融資産の分類及び測定に関する定め

（形式に基づく分類及び測定）

34. 米国会計基準においては、基本的に金融資産の形式（form）に基づいて分類し、金融商品の形式ごとに会計処理を定めている。以降では、次の金融資産の形式に関する取扱いについてお示しする。

(1) 債権（Receivables）

(2) 投資（Investments）

① 負債証券（Debt securities）

② 持分証券（Equity securities）

（債権）

35. 債権（Receivables）には貸付金（Loans）¹²や売掛金（Trade Receivables）が含まれ、売却目的保有以外の貸付金及び売掛金については償却原価で測定することとさ

¹⁰ 利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることは認められている。（IFRS 第9号 B5.7.1項）

¹¹ FVOCI オプションを適用する場合、当該オプションを使用する理由を含む一定の開示が要求される。（IFRS 第7号「金融商品：開示」第11A項及び第11B項）

¹² 米国会計基準において、「貸付金（Loan）」には支払期限が1年超の売掛金や受取手形も含まれるとされている（ASC の Section 310-10-20）。また、本資料では便宜上モーゲージ貸付金以外の貸付金（Nonmortgage Loans）についての取扱いをお示ししている。

れている。(ASC 第 310-10-35-47 項及び 47A 項)

36. 売却目的保有の貸付金は、償却原価と公正価値の低い方で測定することとされている (ASC 第 310-10-35-48 項)。また、売却目的保有に分類されていない貸付金について売却する決定がなされたときには、当該貸付金は売却目的保有の区分に変更することが要求されている (ASC 第 326-20-35-7 項)。

(投資：負債証券)

37. 負債証券とは、企業との債権者関係 (creditor relationships) を示す証券と定義され、米国国債や社債のほかに、発行体による償還が義務付けられている又は投資家の選択により償還可能な優先株式も含まれるとされている。(ASC の Section 320-10-20)
38. 負債証券については、保有目的等の観点から取得時に次のいずれかに区分し、それぞれの区分に応じた会計処理を定めている。(ASC320-10-25-1 項)
- (1) トレーディング証券 (Trading securities)
 - (2) 満期保有証券 (Held-to-maturity securities)
 - (3) 売却可能証券 (Available-for-sale securities)

トレーディング証券

39. トレーディング証券は、財政状態計算書において公正価値で事後測定され、未実現損益 (評価差額) は純損益で認識することとされている。(ASC 第 320-10-35-1 項 a)
40. トレーディング証券とは、主に短期的な売却を目的として保有される有価証券であるとされている。ただし、取得時点において、長期にわたり保有する計画があったとしてもトレーディング証券として分類することを妨げるものではないとされている。また、トレーディング証券への分類は、単に当該有価証券を短期的に売却する意図がないという理由だけで妨げられるものではないとされている。(ASC の Section 320-10-20 及び ASC 第 320-10-25-1 項 a)

満期保有証券

41. 満期保有証券は、財政状態計算書において償却原価で測定することとされている。(ASC 第 320-10-35-1 項 c)
42. 満期保有証券に区分するためには、取得時点で当該証券を「満期まで保有する積極的な意思と能力」を有しているかどうかについて判断することが要求されている。

(ASC 第 320-10-25-3 項)

43. また、満期保有証券に区分された証券の売却又は譲渡が基準で定められた理由¹³以外で行われた場合には、原則として満期保有証券に分類された残りのすべての証券を売却可能証券に再分類することが要求される。(ASC 第 320-10-35-5 項から 35-9 項)

売却可能証券

44. 売却可能証券とは、トレーディング証券と満期保有証券以外の証券とされており、財政状態計算書において公正価値で事後測定され、未実現損益（評価差額）はその他の包括利益（OCI）で認識することとされている。(ASC 第 320-10-25-1 項 b 及び 35-1 項 b)

(投資：持分証券)

45. 持分証券には普通株式や新株予約権（ワラント）などが含まれるとされており、財政状態計算書において公正価値で事後測定され、未実現損益（評価差額）は損益で認識することとされている。(ASC 第 321-10-35-1 項)
46. ただし、容易に測定可能な公正価値がない持分証券 (ASC 第 820-10-35-59 項の実務上の簡便法（投資会社に認められる 1 株当たり純資産で公正価値を算定する方法）の使用に適格なものを除く。）については、「同じ発行体の同一又は類似の投資についての通常の取引での観察可能な価格変動を調整した減損控除後の取得原価」（以下「減損控除後の取得原価」という。）で測定することが認められている。(ASC 第 321-10-35-2 項)

(組込デリバティブ)

¹³ 満期保有証券の売却又は譲渡が例外的に強要される状況変化として、次のものが示されている。また、類推適用は認めらないとされている。(ASC 第 320-10-25-6 項及び 25-7 項)

- (1) 発行体の信用力の重要な悪化の証拠（例えば、発行体の公表された格付けの引き下げ）
- (2) 債権の利息課税免除の状況を消滅又は減少させる税法の変更（利息収入に適用される限界税率を改訂する変更は除く。）
- (3) 現在の金利リスクの保有状況や信用リスク方針を維持するために、満期保有証券を売却することが必要とされる大規模な企業結合や処分（企業の構成単位の売却など）
- (4) 満期保有証券を処分することが必要とされる「投資可能な対象」又は「ある種の証券に対する投資の保有限度」が大きく修正される法制又は規制要求事項の変更
- (5) 満期保有証券の売却による企業規模縮小が必要とされる規制当局による当該業種（業界）の自己資本要求額の大幅な増加
- (6) 自己資本規制目的で使用される債券のリスクウェイトの大幅な増加

47. 組込デリバティブについては、一定の要件¹⁴を満たした場合、組込対象（ホスト契約）である金融資産又は金融負債と区分し、デリバティブとして会計処理することとされている。（ASC 第 815-15-35-1 項）

（公正価値オプション）

48. 認識された金融資産（連結子会社への投資、連結 VIE への投資を除く）¹⁵について、当初認識時又は ASC 第 825-10-25-4 項で定める一定の事象が生じた日にのみ公正価値オプションを選択することができることとされている（ASC 第 825-10-25-1 項、第 825-10-15-4 項及び 15-5 項）。また、公正価値オプションの選択は次のように決定することとされている（ASC 第 825-10-25-2 項）。

- (1) 特定の例外（ASC 第 825-10-25-7 項）を除き、金融商品ごと（instrument by instrument）に選択する。
- (2) ASC 第 825-10-25-4 項に定める新たな選択日が到来する場合を除き、取消不能である。
- (3) 金融商品全体にのみ適用され、特定のリスク、特定のキャッシュ・フロー又は金融商品の一部のみに適用されるものではない。

（減損に関する定め）

49. ASC の Topic326 「金融商品－信用損失」では、償却原価で測定する金融資産（貸付金等の債権や満期保有証券など）について、現在予想信用損失（CECL）モデルにより予想信用損失に対する経営者の現在の見積りを反映する信用損失引当金（償却原価から控除される評価勘定）を計上することとされている（ASC 第 326-20-15-2 項、15-3 項及び 30-1 項）。また、売却可能証券については、信用損失により生じた償却原価を下回る公正価値の下落について、信用損失引当金を通じて減損を計上するこ

¹⁴ 次のすべての条件を満たす場合にのみ、組込デリバティブをホスト契約と区分して、デリバティブとして会計処理することとされている。

- (1) 組込デリバティブの経済的特徴及びリスクは、ホスト契約の経済的特徴及びリスクと明らかに密接に関連していない。
- (2) ハイブリッド金融商品は、他の一般に公正妥当と認められる会計原則において、公正価値で測定され公正価値変動を発生時に損益処理されるものではない。
- (3) 組込デリバティブと同様の条件を有する別の金融商品がデリバティブの要件を満たすデリバティブである（ハイブリッド金融商品の当初投資額は、組込デリバティブの当初投資額とはみなさない。）。

¹⁵ 持分法会計の適用対象となる投資についても公正価値オプションを適用することが認められている。（ASC 第 825-10-25-7 項 b）

ととされている (ASC 第 326-30-35-2 項)。

50. また、減損控除後の取得原価で測定することを選択した容易に測定可能な公正価値がない持分証券については、定性的な評価¹⁶により当該投資が毀損し公正価値が帳簿価額を下回ることが示された場合に、公正価値で測定し、公正価値と帳簿価額の差額を減損損失として認識することが要求されている。(ASC 第 321-10-35-3 項及び 35-4 項)

IV. 金融資産の分類及び測定に関する金融商品会計基準等と国際的な会計基準との主要な類似点及び相違点

51. 上述のとおり、金融資産の分類及び測定に関する金融商品会計基準等と国際的な会計基準 (IFRS 会計基準及び米国会計基準) との間での差異は多岐にわたるが、以下では主要な類似点及び相違点についてお示しする。
- (1) 金融商品会計基準等及び米国会計基準においては、金融資産ごとに、金融資産の法的形式やその保有目的等に基づいて会計処理が定められている。他方、IFRS 会計基準においては、すべての金融資産について SPPI 要件と事業モデルに基づく単一の分類アプローチを適用し、金融資産の会計処理を判定することとなる。
 - (2) 金融商品会計基準等及び米国会計基準においては、有価証券の保有目的の変更に関して、いわゆるティンティン・ルールが定められている。他方、IFRS 会計基準では、同様のティンティン・ルールは存在しない。
 - (3) IFRS 会計基準及び米国会計基準では、売却目的保有以外の債権及び債券については、原則として予想信用損失に基づいて信用損失引当金を計上する点は共通しているものの、金融商品会計基準等ではその他有価証券に分類される債券が予想信用損失に基づく減損の対象外とされている。この点、IFRS 会計基準では、

¹⁶ 減損の定性的な評価に関して、企業が考慮する減損の兆候として次のものが示されている。ただし、以下のものに限定されてないとしている。(ASC 第 321-10-35-3 項)

- (1) 投資先の利益、信用格付、資産の質又は事業見通しの重要な悪化
- (2) 投資先に関連する法令、経済又は技術的な環境の重要な不利な変化
- (3) 投資先が活動している地域又は産業の一般的な市場状況の重要な不利な変化
- (4) 同一又は類似の投資について、投資の帳簿価額以下の金額での真正な購入の申し入れ、投資家による売却の申し出又は競売プロセスの完了
- (5) マイナスの営業キャッシュ・フロー、運転資本不足、法定の自己資本要求又は負債のコベナントの不遵守などの投資先の事業継続の能力に重大な疑義をもたらす要素

SPPI 要件と事業モデルに基づいて、償却原価で測定するもの及び FVOCI で測定するものに分類された金融資産は、ECL モデルにより信用損失引当金を計上することとされている。

- (4) トレーディング目的で保有する金銭債権等に関して、金融商品会計基準等では「流動性が高く、時価の算定が容易なもの」に限り、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損益として処理することとしている。他方、IFRS 会計基準と米国会計基準では「流動性が高く、時価の算定が容易なもの」に限定する定めは設けられていない。なお、米国会計基準では、償却原価と公正価値の低い方で測定することとされている。
- (5) 上場株式や投資信託に関して、金融商品会計基準等では売買目的以外の目的で保有する場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は純資産の部に計上されることが多いと考えられる¹⁷。また、時価が著しく下落した場合における減損に関する定めがあり、売却時にはリサイクリングされる。
- 他方、IFRS 会計基準と米国会計基準では、一般的に FVPL で測定されるものに分類されることとなると考えられる。IFRS 会計基準では、一定の要件を満たした場合には FVOCI オプションを適用できるが、その場合、減損に関する定めはなく、売却時にリサイクリングはされない。
- (6) 非上場株式に関して、金融商品会計基準等では、原則として取得原価をもって貸借対照表価額とすることとしている。他方、IFRS 会計基準と米国会計基準では、一般的に FVPL で測定されるものに分類されることとなると考えられる。なお、米国会計基準では、減損控除後の取得原価で測定することが認められる場合が多いと考えられる。また、IFRS 会計基準における FVOCI オプションの適用については、上述(5)と同様である。
- (7) 組込デリバティブに関して、日本基準及び米国会計基準では一定の要件を満たした場合には組み込まれたデリバティブを組込対象である金融資産と区分することとなる。他方、IFRS 会計基準では、主契約と組み込まれたデリバティブを区分せず、当該金融資産全体で分類を行うことが要求されている。
- (8) IFRS 会計基準及び米国会計基準では、公正価値オプションに関する定めが設けられている点において共通しているが、IFRS 会計基準では公正価値オプション

¹⁷ 本資料第 16 項に記載のとおり、時価が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理する方法も認められている。

を適用するための要件が定められている。他方、金融商品会計基準等では公正価値オプションに関する定めは設けられていない。

ディスカッション・ポイント

- ① 上述のご説明について、ご質問及びご意見があれば伺いたい。
- ② 金融商品の分類及び測定の見直しの着手に関する方向性を議論する上で、留意すべき事項についてご意見があれば伺いたい。

以 上